



緊急事態宣言期間中（延長期間）の本校の対応について

薰風の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、5月11日までの予定で4月に発出された大阪府の「緊急事態宣言」が、5月末まで延長されることになりました。それに伴い、大阪市教育委員会からの指示により、本校では、5月12日から5月末までの「緊急事態宣言」期間中につきましては下記のようにさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1. 緊急事態宣言期間中（5月12日水曜日から）の授業日について

（1）学校での預かりについて ※登校時間に変更があります。

- ① 1時間目と5・6時間目は、原則、家庭での学習になります。その時間帯にご家庭でのお子さんの看護や留守番が難しい場合等は、登校させていただいて結構です。ただ、学校でお子さんをお預かりするということですので、授業等を行うのではなく、教室などでICTを活用した学習やプリント学習を各自で行います。
- ② 学校でお預かりできるのは、通常時間割で授業のある時間までです。5時間目までの日の6時間目以降や6時間目終了後に下校させず預かりを希望される場合は、いきいき活動をご利用ください。

（2）登校について

- ① 原則、登校時間②（10:25～10:40）に登校させてください。 **※5月12日から変更です。**
 - ② ご家庭でのお子さんの看護や留守番が難しい場合等は、1時間目から登校させていただいて結構です。その場合は、登校時間①（8:10～8:25）に登校させてください。
 - ③ 児童の登校時間が一律ではないため、集団登校ができません。必要であれば学校まで送っていただきなど、安全に登校できるようにご配慮をお願いします。
 - ④ 登校時間①②は西門（商店街側）から登校させてください。それ以外の時間帯に登校する場合は、西門は閉めていますので、正門（要インター ホン呼出）から登校させてください。
- ※定期検診を実施する場合、実施学年のみ全員、登校時間①に登校させていただく日があります。**

（3）下校について

- ① 原則、下校時間①（13:50～）に下校します。
 - ② 5・6時間目の時間に学校での預かりを希望された場合は、次のようになります。
 - ・ 5時間目までの日、または、5時間目までの預かりの場合は、下校時間②（14:40～）に下校します。
 - ・ 6時間目までの日で6時間目までの預かりの場合は、下校時間③（15:35～）に下校します。
 - ③ 下校せずいきいき活動に参加する児童は、いきいき活動室へ行きます。
- ※定期検診を実施する場合、実施学年のみ全員、下校時間②または③の下校にさせていただく日があります。**

(4) 「登校予定表」の提出について

- ① 別途、「登校予定表」をお配りしますので、用紙記載の期限までに担任へご提出ください。
- ② 「登校予定表」には、基本的に次の週の登校予定（学校にいる時間）を記入していただきます。
提出後に変更がある場合は、早めに担任へお知らせください。また、当日、急に欠席・遅刻などをされる場合も、電話で結構ですので必ず担任へご連絡ください。

(5) 登校時の持ち物について

- ① 「げんきチェックカード」（毎日の検温等の表）につきましては、引き続き、毎日記入していた
 だくとともに、登校時には必ずお子さんに持たせてください。
- ② 1人1台の学習者用端末（パソコン）につきましては、準備ができましたら、貸し出して持ち
 帰らせる予定です。貸出しが始まりましたら、原則毎回、登校時に学校へ持たせてください。
 （1年生は除きます）
- ③ その他、学習に必要なものなどについては、担任よりお知らせします。

2. 緊急事態宣言期間中 授業日の1日の流れ（すべての曜日で共通です）

時間	校時	場所	学習・動きなど
8:10～8:25	登校時間①（西門）		
8:50～9:35	<u>1時間目</u>	自宅 または 学校（預かり）	ICTを活用した学習やプリント学習
10:25～10:40	登校時間②（西門） ※ <u>基本の登校時間</u> につき <u>2時間目はありません。</u>	既に登校している 児童は学校（預かり）	
10:50～12:30	<u>3・4時間目</u>	学校	家庭または学校預かりの時間で 学習した内容を深める指導など
12:30～13:50	・給食 ・イングリッシュ・タイム ・清掃／読書タイム／外遊び	学校	給食など
13:50～14:00	下校時間①（西門） ※ <u>基本の下校時間</u> です。		
14:15～14:40	5時間目 ※ 下校にかかる時間を 考慮し短くしています。	自宅 または 学校（預かり）	ICTを活用した学習やプリント学習
14:40～14:50	下校時間②（西門）		5時間目まで学校預かりの児童下校
14:50～15:35	6時間目 月………4～6年 火・金…3～6年 水………2～6年 木………なし	自宅 または 学校（預かり） または いきいき活動 (5時間目までの学年)	ICTを活用した学習やプリント学習
15:35～	下校時間③（西門）		6時間目まで学校預かりの児童下校

基本の登校時間帯

※ 別紙「行事の実施について」「今後の学校園における対応について」もご覧ください。

保護者の皆様へ

令和3年5月10日

大阪市教育委員会
大阪市立三津屋小学校
校長 田中 保

今後の学校園における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、今般、令和3年5月11日までを実施期間として行われた「緊急事態宣言」について、令和3年5月7日に政府から実施期間を令和3年5月31日（月曜日）まで延長するとされました。

つきましては、本市としましても、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、児童の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、引き続き、次のとおり教育活動を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、学校以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について別添の「新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知ください。

記

○ 緊急事態宣言の期間中における児童の学習活動について

- ・ **1時限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。**
- ・ 家庭における学習終了後は午前10時25分から10時40分までに登校し、3時限目開始までに健康状態の確認を行います。
- ・ **3、4時限目の時間は、学校にて、家庭で学習した内容を深める指導などを行います。**
- ・ 4時限目終了後は、給食を喫食し、午後1時50分頃に下校します。
- ・ 5、6時限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。

※ 1年生の家庭学習については、プリント学習等を中心に行います。

※ ご家庭におけるインターネットへの接続等について、ご協力をお願ひいたします。なお、家庭学習については、ご家庭の端末を活用していただいても構いません。

※ ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

※ 学校において1時限目や5、6時限目に児童の預かりをすることができますので、ご家庭の状況により、預かりを希望される場合は学校までご連絡ください。学校において家庭学習と同様の内容の学習を行います。

※ 児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、いきいき活動開始までは学校で自主学習を行います。

(問い合わせ先) 大阪市立三津屋小学校 06-6301-0005

別紙「緊急事態宣言期間中の本校の対応について」もご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- 健康観察表は毎日、登校園時に持参させてください。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2 次の場合は、必ず学校（園）へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも出席停止として扱います。

○ 発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。

また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

○ お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○ お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合

○ 同居家族に、次の新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

- 次のいずれかの症状がある方はかかりつけ医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がいない場合は、新型コロナ受診相談センター）にご相談ください。また、学校園へもご連絡ください。
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある
 - ・ かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合
- かかりつけ医療機関等から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

- 日中を含め、不要不急の外出（特に20時以降）は控えましょう。
- 十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。
- 部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。